

法務省をかたる架空請求はがき にご注意ください！

「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題して、

- 契約の不履行で民事訴訟として訴状が提出されている
- 連絡がない場合、給与・動産・不動産の差し押さえが強制的に履行される

などと不安を煽り、連絡を求める内容の文面が記載されたはがきが住民の皆さまに郵送され、若松警察署に多くの相談が寄せられています。

差出人の「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」は法務省とは一切関係ありません。

架空請求のはがきですので、

「絶対に電話をしない」「相手にしない」

で下さい。

総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号(わ)251 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談にしましては当局にて受け賜っておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年9月15日

法務省管轄支局 民事訴訟管理センター
東京都千代田区霞が関3丁目1番7号
取り下げ等のお問合せ窓口 03-5962-0189
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

ご相談・ご要望は

若松警察署

総務第二係

093-771-0110

若しくは

警察相談専用ダイヤル

#9110

までお願いします。



実際に若松区の住民の方に郵送されたはがきです。